



様式第2号（第10条関係）

琴浦町2021-6号

## 一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県倉吉市広瀬町1713  
氏名 有限会社 松井商店  
代表取締役 松井 啓介  
電話 0858-22-7155

複写厳禁

令和3年3月4日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第10条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和3年3月19日

琴浦町長 小松 弘 明



記

- 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 許可の期間 令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日
- 許可区域 琴浦町内全域
- 処分地  
(搬入先) 鳥取中部ふるさと広域連合「ほうきりサイクルセンター」  
株式会社 鳥取再資源化研究所
- その他  
収集運搬車両  
鳥取100あ 21 鳥取800さ 3456 鳥取430あ 22 鳥取130あ 25  
鳥取830す 358 鳥取430す 36

- 市町村間のごみを混載しないこと。
- 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
- 廃棄物が飛散、又は流出しないようにするため、作業手順を遵守すること。
- 関係法令を遵守すること。
- 毎月の収集運搬状況報告書を翌日10日までに提出すること。
- 許可業者として適正を欠く行為があった場合は許可を取り消す。